

健発 0322 第 10 号
令和 3 年 3 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」
の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 51 号）が本日、別紙のとおり公布され、本年 4 月 1 日から施行されることになっていきます。これらの改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」及び「予防接種実施規則第 5 条の 2 第 2 項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成 28 年 3 月 31 日健発 0331 第 24 号・雇児発 0331 第 7 号・障発 0331 第 14 号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）については、別途改正の上、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

第一 改正の概要

1 予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）の一部改正

定期の予防接種について、対象者の期間内に接種を受けられなかったと認められる特別の事情に災害又はワクチンの大幅な供給不足が発生したこと、これに類する事由により予防接種を受けることができなかったと認められるものを加えること。（第 2 条の 6 関係）

2 予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）の一部改正

児童福祉施設に入所等している被接種者について、現行規定では、長期間にわたり当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないときに当該児童福祉施設の長等から同意を得ることができるとしているところ、長期間にわたりという要件を削除すること。（第 5 条の 2 第 2 項関係）

第二 施行期日

これらの改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること。